

【第二部 特別給付経理】

運用の遂行状況及び運用結果

1 運用の目標

【基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けた運用の遂行が市場の状況を踏まえてなされているか】

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を厳守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度(以下「清退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

<実績>

- ① 平成24年度決算の概要については、期末運用資産残高は3億16百万円(対前年度8百万円減)、運用収入は3百万円を計上し、決算運用利回りは0.92%であった。(表1)
当期総利益は93万円を計上し、平成24年度末の利益剰余金は1億76百万円となった。
- ② 資産運用の状況については、期末運用資産残高の内訳・構成比、資産別の利回りを記載している。(表2)
- ③ 資産配分の状況については、基本方針に定めている基本ポートフォリオである国内債券100%を継続した。(表4)
- ④ 以上、特別給付経理の資産運用については、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、平成24年度中を通じて基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って、安全かつ効率を基本として適切に遂行した。

添付資料

平成24年度決算 貸借対照表・損益計算書(P7~8)

表1 平成24年度決算の概要

| 区 分 | 概 要 | 参考(平成23年度) |
|----------|----------|------------|
| 期末運用資産残高 | 316百万円 | 324百万円 |
| (期末資産残高) | (316百万円) | (326百万円) |
| 運 用 収 入 | 3百万円 | 3百万円 |
| 運 用 費 用 | — | — |
| 決算運用利回り | 0.92% | 1.02% |

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。
3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

| 運 用 の 方 法 等 | | 平 成 24 年 度 末 | | | |
|-------------|---------|--------------|-------|--------|---------|
| | | 資産残高 | 構成比 | 時価(参考) | 決算運用利回り |
| 自 家 運 用 | | 316 | 100.0 | — | 0.92 |
| 有価証券 | 国 債 | 283 | 89.7 | 283 | 1.00 |
| | 小 計 | 283 | 89.7 | 283 | 1.00 |
| 預 金 | 短 期 運 用 | — | — | ※ | — |
| | 普 通 預 金 | 33 | 10.3 | ※ | — |
| | 小 計 | 33 | 10.3 | ※ | — |
| 合 計 | | 316 | 100.0 | — | 0.92 |

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
3. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

(参考) 自家運用(有価証券)

| 資産区分 | 決算運用利回り | 参考値 |
|------|---------|-------|
| 有価証券 | 1.00% | 1.41% |

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分割合状況

| | 基本ポートフォリオ | | 平成 24 年度末の実績 | |
|------|-----------|-------|--------------|------------|
| | 配分割合 a | 乖離許容幅 | 配分割合 b | 乖離幅 b-a |
| 国内債券 | 100.0% | — | 100.0% | 0.0% |
| 国内株式 | % | — | % | — |
| 外国債券 | % | — | % | — |
| 外国株式 | % | — | % | — |
| 合 計 | 100.0% | — | 100.0% | 0.0% |

< 委員からの評価コメント >

< A 委員 >

●前年度の実績を記載したほうがよいのではないか。

(回 答)

●表 1 で平成 24 年度決算の概要を記載していますが、そこに前年度の実績を記載します。

< B 委員 >

特にコメントはありません。

< C 委員 >

特にコメントはありません。

< D 委員 >

特にコメントはありません。

< E 委員 >

特にコメントはありません。

2 基本ポートフォリオ

【基本ポートフォリオに基づく資産配分がなされているか】

【基本ポートフォリオの検証が適切になされているか】

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

| | 国内債券 | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 | 合計 |
|-------|-------|------|------|------|-------|
| 資産配分 | 100.0 | — | — | — | 100.0 |
| 乖離許容幅 | — | — | — | — | |

(注1) 国内債券には短期資産を含む。

(注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果の期待収益率は 1.27%、標準偏差 0.38%となっている。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成 15 年 10 月 1 日に、5 年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

<実績>

【基本ポートフォリオに基づく資産配分】

- ・ 平成 24 年度においても引き続き、基本ポートフォリオに定める資産配分である国内債券 100%を維持した。

【基本ポートフォリオの検証】

- ① 平成 24 年度の検証は、責任準備金に対する利益剰余金の割合を検証したところ、リスクバッファは前回検証時と比較して増加した。
- ② その結果、特段の問題がないことから、基本ポートフォリオを継続することとした。

添付資料

基本ポートフォリオの検証結果(P15~17)

<委員からの評価コメント>

<A委員>

特にコメントはありません。

<B委員>

特にコメントはありません。

<C委員>

特にコメントはありません。

<D委員>

特にコメントはありません。

<E委員>

●「内部要因の見直し」という表現はわかりにくいので、他の表現が考えられないか。

(回答)

「責任準備金に対する利益剰余金の割合を用いて内部要因の見直しを行ったところ」を、「責任準備金に対する利益剰余金の割合を検証したところ」に変更します。

3 情報公開

【資産運用に関する情報公開が十分に行われているか】

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

<実績>

- ① 資産運用に関する情報は、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。
- ② 外部の専門家で構成する委員会に関する情報は、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。
- ③ その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

<委員からの評価コメント>

<A委員>

特にコメントはありません。

<B委員>

●特別給付金についての基本的な解説をどこかに注書きでもしておいた方が親切と思われる。

(回答)

清退共給付経理は、常時雇用する従業員が300人以下または資本金が3億円以下の中小企業を対象とした退職金共済事業を経理し、清退共特別給付経理は、常時雇用する従業員が300人を超えかつ資本金が3億円を超える大手企業を対象とした退職金特別共済事業を経理しております。

ご意見を踏まえ、ホームページにおける情報提供において、一層わかりやすい情報提供に努めるため、このような説明を付加することを検討いたします。

<C委員>

特にコメントはありません。

<D委員>

特にコメントはありません。

<E委員>

特にコメントはありません

4 自家運用の遂行

【基本方針に定める基本的投資スタンスが遵守されているか】

【リスク管理が適切になされているか】

(Ⅱ-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、社債(金融債を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

<実績>

【基本的投資スタンスの遵守】

- ・ バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を継続した。また、保有債券の売却は行っていない。

【リスク管理が適切になされているか】

- ・ 自家運用の債券は、国債のみであり、同一の発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券の取得及び保有はなかった。

添付資料

平成24年度資産運用状況(P21)

<委員からの評価コメント>

<A委員>

特にコメントはありません。

<B委員>

特にコメントはありません。

<C委員>

特にコメントはありません。

<D委員>

特にコメントはありません。

<E委員>

特にコメントはありません。

5 委託運用

<実績>

- ・ 清退共特別給付経理においては、委託運用を実施していない。

<委員からの評価コメント>

<A委員>

特にコメントはありません。

<B委員>

特にコメントはありません。

<C委員>

特にコメントはありません。

<D委員>

特にコメントはありません。

<E委員>

特にコメントはありません。

6 運用管理体制

【運用体制の整備・充実がなされているか】

【資産運用委員会等の運営が適切になされているか】

(IV-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。
- ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用に係る委員会の設置

① 資産運用委員会の設置

清退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

② ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

<実績>

【運用体制の整備、充実】

- ①平成24年4月より、清退共資産の運用に係る業務は、資金運用部が執行している。資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。
- ②資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めた。

【資産運用に係る委員会の運営】

- ①資産運用委員会を四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行ったほか、臨時開催により、清退共事業に係る債券の運用方針についての審議を行った。
- ②ALM委員の助言を得るべき事案がなかったため、ALM委員会を開催しなかったが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、基本ポートフォリオを継続することの了承を得た。

添付資料

運用体制の整備・充実について(P35)

平成24年度資産運用関係会議開催状況(P36)

<委員からの評価コメント>

<A委員>

特にコメントはありません。

<B委員>

●ALM委員会の不開催は、「特に必要と認められなかった」等の理由を一応書いておいた方が親切ではないか。

(回 答)

平成 23 年度に開催した A L M 委員会（当時:資産運用検討委員会）において、「検証結果が特定業種のすべての経理で基本ポートフォリオの見直しを必要としない場合は、各委員へ訪問等により直接報告する」こととしてご了承を得ており、特に助言を得るべき事案もなかったため、開催しなかったものです。

「A L M 委員の助言を得るべき事案がなかったため、」を追記します。

< C 委員 >

特にコメントはありません。

< D 委員 >

特にコメントはありません。

< E 委員 >

特にコメントはありません。